

阪南市地域防災計画

【概要版】

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえて、「災害対策基本法」において大規模で広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑で安全な避難の確保など、地震や津波対策の抜本的強化が行われました。さらに平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受けて、「災害救助法」では、災害に際して円滑かつ迅速に救助を行うことができるよう改正が行われました。

地震災害以外にも、平成 30 年 7 月の西日本豪雨による大規模な浸水害や土砂災害をはじめ、毎年のように全国各地で災害が発生しています。阪南市においては、平成 30 年の台風 21 号の強風により大きな被害がもたらされ、様々な災害対応が求められました。

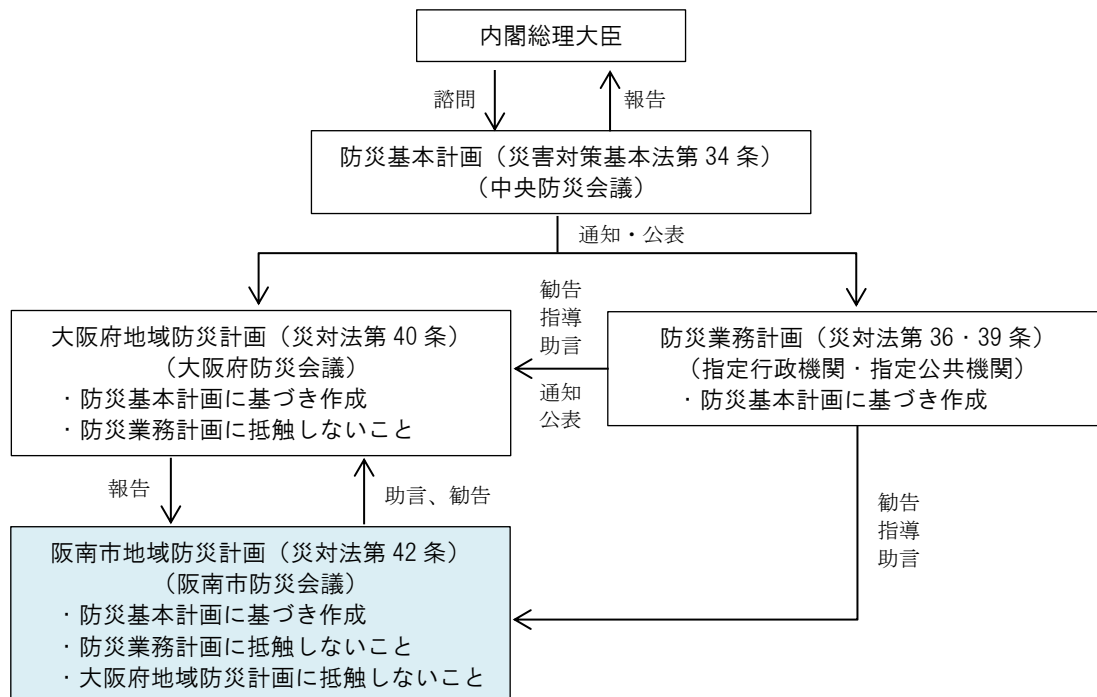
このような状況の中、阪南市では、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画を踏まえつつ、今後、発生が想定されている南海トラフ巨大地震をはじめ、近年多発する異常気象による災害も見据え、地域防災計画の見直しを行いました。

この概要版には、地域防災計画の主な見直し事項と、市民の皆さんと関わりの深い内容を掲載しています。是非、ご一読いただき、阪南市の防災行政へのご理解・ご協力をお願いいたします。



2 阪南市地域防災計画とは

阪南市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、阪南市防災会議が定める計画です。阪南市のみならず、大阪府、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、市域における各種災害の予防、災害応急及び復旧対策に関し、市民との相互協力及び連携を図りながら市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的としています。



3 阪南市地域防災計画の構成

阪南市地域防災計画の構成は以下のようになっています。

阪南市地域防災計画	第 1 編 総則
	第 2 編 災害予防対策
	第 3 編 災害応急対策
	第 4 編 その他災害応急対策
	第 5 編 災害復旧・復興対策
	付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応
	付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画
	資料編

4 見直しの基本的な視点

今回の地域防災計画は以下の4つの視点に基づき見直しを行いました。

① 熊本地震等の課題を踏まえた修正

災害時に備えて、防災拠点の管理運営や避難受け入れ体制等の整備を進めていきます。また災害時に迅速に住まいの確保ができるよう応急仮設住宅の積極的な活用を検討します。

② 風水害に関わる修正

災害の激甚化を踏まえて、高潮浸水・河川洪水リスクを想定最大規模へ見直しました。

③ 最新の取組み等を踏まえた修正

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所での取組み、応援・受援体制の整備、さらには外国人への多言語対応等の情報発信に関する取組みを進めます。

④ ①～③以外の法改正等を踏まえた修正

避難情報の判断や伝達マニュアルを作成します。また災害廃棄物等の処理のため、解体・処理体制の整備及び近隣市町村や関係団体への応援要請に努めます。

5 主な被害想定

阪南市に関わる主な被害想定は以下のとおりです。

		上町断層帯地震	中央構造線	南海トラフ
地震の規模		マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.7～8.1	マグニチュード 9.1
		計測震度 4以下～5弱	計測震度 5強～7	計測震度 5弱～6強
建物全半 壊棟数	全壊（棟）	13	859	1,697
	半壊（棟）	29	1,183	4,119
出火件数（件）		1	2	2
死傷者数	死者（人）	0	6	290
	負傷者（人）	7	215	1,060
罹災者数（人）		126	5,779	10,387
避難所生活者数（人）		37	1,676	6,667
ライフ ライン	停電（軒）	84	15,992	12,766
	ガス供給停止（戸）	0	11	—
	水道断水影響人口（人）	2,000	32,000	56,126
	電話不通（回線）	52	938	4,000

6 主な見直し事項

第2編 災害予防対策

①災害に強いまちづくり

○水害予防対策の推進

- 洪水に加えて、雨水出水、高潮については、想定し得る最大規模（1000年に1度の確率で発生する災害の規模）の降雨・高潮によるものとして見直しをすることを追記しました。
- 浸水想定区域において、速やかな避難のために、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、防災体制や避難誘導、避難の確保を図るための施設の整備などに関して定めた避難確保計画を作成することや、避難誘導等の訓練を実施することを追記しました。



②災害に強い人づくり

○要配慮者支援体制の整備

- 要配慮者を滞在させるための施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知することを追記しました。



注釈) 要配慮者とは、従来、使用されていた「災害時要援護者」に変わり、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を指す。

- 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整した上で、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めることを追記しました。

注釈) 福祉避難所とは、災害対策基本法による避難所の一つで、一般の避難所で過ごすことが難しい要配慮者を受け入れ、バリアフリーやスロープ設置など特別な配慮がなされている。

○外国人に対する支援体制整備

- 官民で連携することにより、市内在住や来阪している外国人に対して情報発信等を行うことを追記しました。

〈具体的には…〉

市内在住の外国人には、防災教育・訓練や防災情報の提供を行い、情報提供や避難誘導においては、多言語化や「やさしい日本語」の活用等を行うことにしました。

来阪外国人旅行者には、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報を周知し、早期帰国等に向けて、様々なツールを活用して多言語での災害情報等の情報発信に努めます。さらに観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実を図ります。

③災害への適切な対応

○総合的防災体制の整備

- 防災拠点において、非構造部材を含む耐震化を推進するなど、機能の確保・充実を図ること、また自家発電設備等の整備や燃料の備蓄を行うことについて追記しました。
- 大規模災害の発生時に、多方面からの支援を最大限に受けられるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援体制の整備について追記しています。計画に定める主な内容としては、組織体制の整備、他の自治体等からの人的応援の要請・受け入れ、災害ボランティアの受け入れ、人的・物的資源の管理などとなっています。

○避難収容体制の整備

- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、罹災証明発行業務のシステム化などにより、罹災証明書の発行体制の整備について追記しました。
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、避難所の良好な生活環境を維持するための取組み及び避難所の感染症対策を追記しています。

〈具体的には…〉

平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染者が発生した場合の対応を含め担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討することとしています。また保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認し、必要に応じて自宅療養者等の避難の確保に向けた情報を提供するように努めることとしています。

- 高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保といった避難情報等について、避難情報の判断・伝達マニュアルの作成について、また住民のとるべき避難行動について追記しています。

○災害応急対策実施のための事前対策

- あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録を行うこと、また防災拠点での管理や仕分け等について、民間事業者等と連携することで迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備すること等について追記しています。さらに、平時から物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の連絡先、要請手続等の確認を行うことについて追記しました。

第 3 編 災害応急対策

①初動対応

○災害に係る情報の収集伝達

- 気象予警報、予想される事態に関して、住民や要配慮者利用施設等へ防災行政無線や広報車などを利用し直ちに周知することを追記しました。またこれまで経験したことがない規模の台風が接近している場合は、大阪府や気象台と連携して身の安全確保を呼びかけることについても追記しました。

②災害発生後の活動

○被害情報の収集伝達

- 広域的な大規模災害が発生もしくは迫っている際に、災害時の状態（災害モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を導入について追記しました。

〈具体的には…〉

台風の場合、気象台の予測で府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる時
地震の場合、府域に震度 6 弱以上を観測した時
その他自然災害等の場合、府域が重大な危機事態となった時又おそれがある時

○避難所の開設・運営

- 自宅やテント、車等の避難所外で生活している避難者等への配慮について追記しました。

○生活救援活動

- 応急的な住まいの確保のため、あらかじめ被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し迅速にあっせんできる体制の整備を行い、民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅の活用を検討することを追記しました。

○環境衛生活動

- 損壊家屋の解体を実施するためには、事前に解体業者や産業廃棄物処理業者等と連携した解体・処理体制を整備し、必要に応じて大阪府や近隣市町村等に応援を要請することを追記しています。さらにボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める際には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うことについても追記しました。

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

○南海トラフ地震防災対策推進計画

- 南海トラフ地震に関して、地震防災対策を進めることを「南海トラフ地震防災対策推進計画」として作成しました。計画内容としては、以下のようになっています。

第1章 総則

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第3章 災害対策本部等の設置等

第4章 地震発生時の応急対策等

第5章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第7章 防災訓練計画

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第9章 南海トラフ沿いにおける地震等の連続発生等への対応

阪南市災害対策本部構成図

